

松前町

一般廃棄物処理基本計画

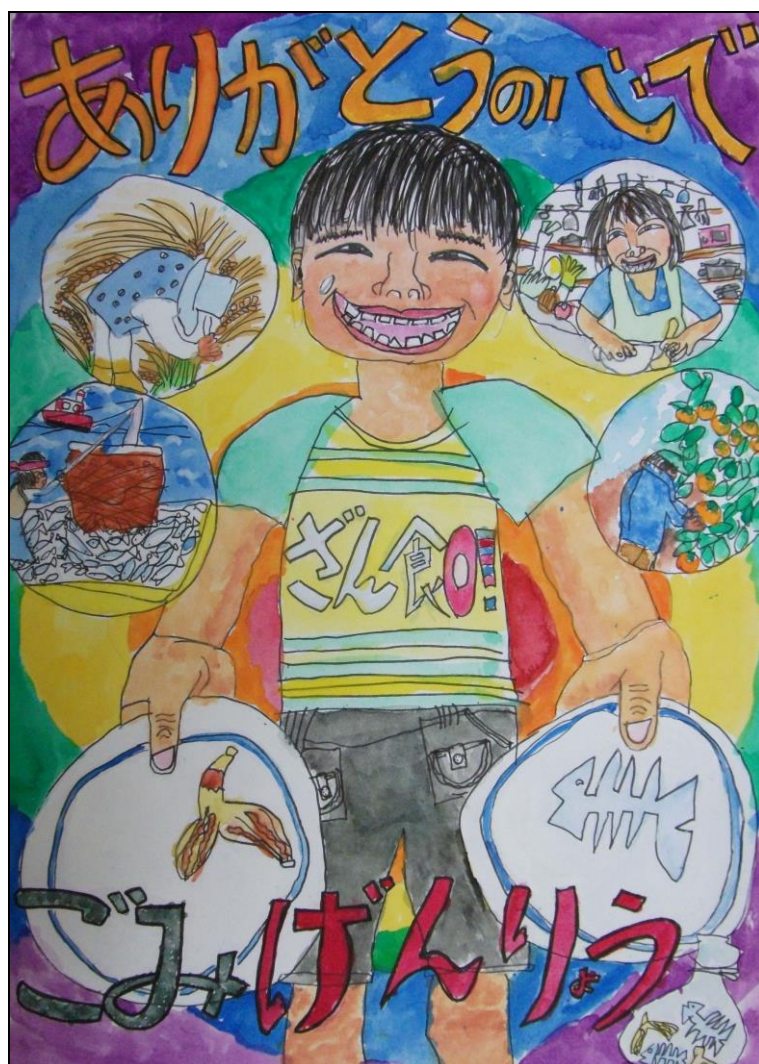
(計画期間平成23年4月～平成38年3月)

平成23年4月

第1編	ごみ処理基本計画	1
第1章	計画の概要	
第1項	計画の目的	2
第2項	計画の法的位置づけ	2
第3項	松前町総合計画における位置づけ	3
第4項	計画の目標年次	3
第2章	松前町の概要	
第1項	地理的特色	4
第2項	地目別土地面積	4
第3項	人口の推移	4
第4項	産業構造	4
第3章	ごみ排出量の推移	
第1項	排出量の推移（平成15年度～21年度）	5
第2項	町民ひとり1日あたりのごみ排出量	5
第4章	これまでの排出抑制の取組み	
第1項	生ごみ処理容器等購入費補助制度	6
第2項	資源ごみ集団回収活動奨励補助制度	6
第3項	ごみ減量等推進地区補助制度	7
第4項	粗大ごみ戸別回収制度	7
第5項	可燃ごみ指定袋制度導入	7
第5章	資源化の取組み	7
第6章	収集運搬	8
第7章	中間処理	
第1項	可燃ごみ、埋立ごみ、粗大ごみ	9
第2項	資源ごみ	9
第8章	最終処分	9
第9章	ごみ処理の課題	
第1項	減量化の課題	11
第2項	収集運搬の課題	11
第3項	中間処理の課題	11
第4項	資源化の課題	11
第5項	最終処分の課題	11
第10章	ごみ処理基本計画	
第1項	基本方針	12
第2項	計画ごみ量	12
第3項	ごみの減量化、再資源化計画	15
第4項	収集運搬計画	17
第5項	中間処理計画	18
第6項	最終処分計画	19
第7項	その他	19

第2編 生活排水処理基本計画	2 2
第1章 計画の概要	
第1項 計画の目的	2 3
第2項 計画対象区域	2 3
第2章 生活排水の現状	
第1項 生活排水処理形態別人口の状況	2 4
第2項 処理主体	2 4
第3項 処理フロー	2 5
第3章 処理の現状	
第1項 公共下水道	2 6
第2項 浄化槽汚泥、汲取りし尿	2 7
第4章 生活排水処理基本計画	
第1項 基本計画	2 8
第2項 生活排水の処理計画	3 1
第3項 し尿・浄化槽汚泥の処理計画	3 2
第4項 生活排水処理施設等整備計画	3 3
資 料 公共下水汚水計画図（平成22年4月）	3 5

第1編 ごみ処理基本計画



平成22年度 全国3R促進ポスターコンクール 佳作
北伊予小学校3年生の作品

第1章 計画の概要

第1項 計画の目的

近年、経済的な豊かさを背景とした生活様式の変化や、社会経済動向等に伴い、ごみの排出量や質も多様化し、ごみの問題は深刻な社会問題となっている。

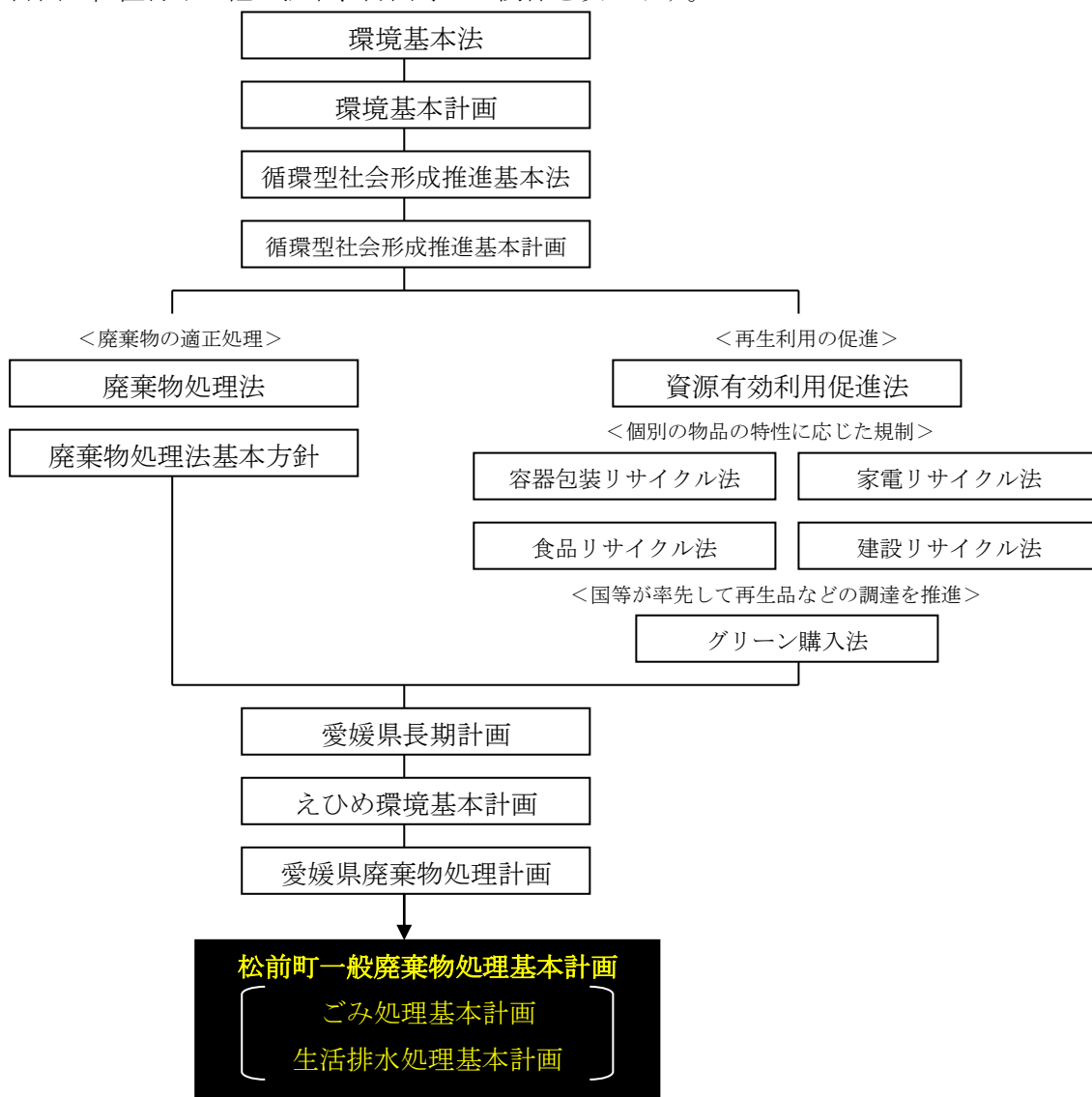
このような状況の中、毎日家庭から排出されるごみを、迅速かつ適正に処理することは、生活環境の保全及び、公衆衛生の維持向上を図るうえにも極めて重要なものである。

今後は、町民、事業者、行政の三者がごみに対する意識改革を図り、三者が一体となつてごみの減量に取り組むとともに、「出るごみを適正に処理する」という従来の概念から、「出るごみを減らして適正に処理する」という考え方に転換していく必要がある。

こうした状況をふまえ、本町における一般廃棄物処理に係る長期的な展望を示し、さらなる廃棄物の減量化及び3Rの推進に努め、環境負荷をできる限り低減させる循環型社会を構築することを目的とし、新たに松前町一般廃棄物処理基本計画を策定する。

第2項 計画の法的位置づけ

本計画の位置付けと他の法令、計画等との関係を次に示す。



第3項 松前町総合計画における位置づけ

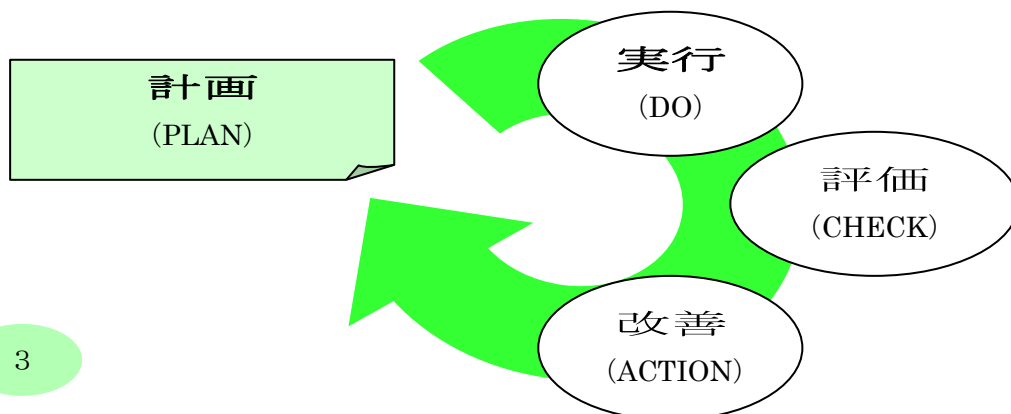
まちづくりの基礎となる第4次松前町総合計画に定める方向性のもとに、ごみ処理事業を計画的に推進する。第4次松前町総合計画策定時に行った住民アンケート調査では、廃棄物処理対策の充実が今後の最も重要度が高い施策となっている。

第4次松前町総合計画（平成22年度～平成31年度）	
将来像	水きらめき 笑顔あふれる ライフタウン・まさき
基本理念	自立・共生・飛躍のまちづくり
基本構想 施策大綱 (抜粋)	<p>○安全・安心・快適な松前町をつくる</p> <p>①消防・防災の充実 ②防犯・交通安全の充実 ③環境・景観の保全と創造</p> <p>④廃棄物処理の充実 ⑤上・下水道の整備 ⑥公園・緑地・水辺の保全</p>
	<p>○健やかでやさしい松前町をつくる</p> <p>○人と文化が輝く松前町をつくる ○豊かでにぎわいのある松前町をつくる</p> <p>○飛躍を支える松前町の基盤をつくる ○みんなで力を出し合う松前町をつくる</p>
主要施策	<p>○廃棄物処理に関する指針の見直し ○ごみ処理・リサイクル体制の充実</p> <p>○3R運動の促進 ○し尿等処理体制の充実</p>

第4項 計画の目標年次

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
計画期間・目標	初年度					*見直し・評価					*見直し・評価				目標年度

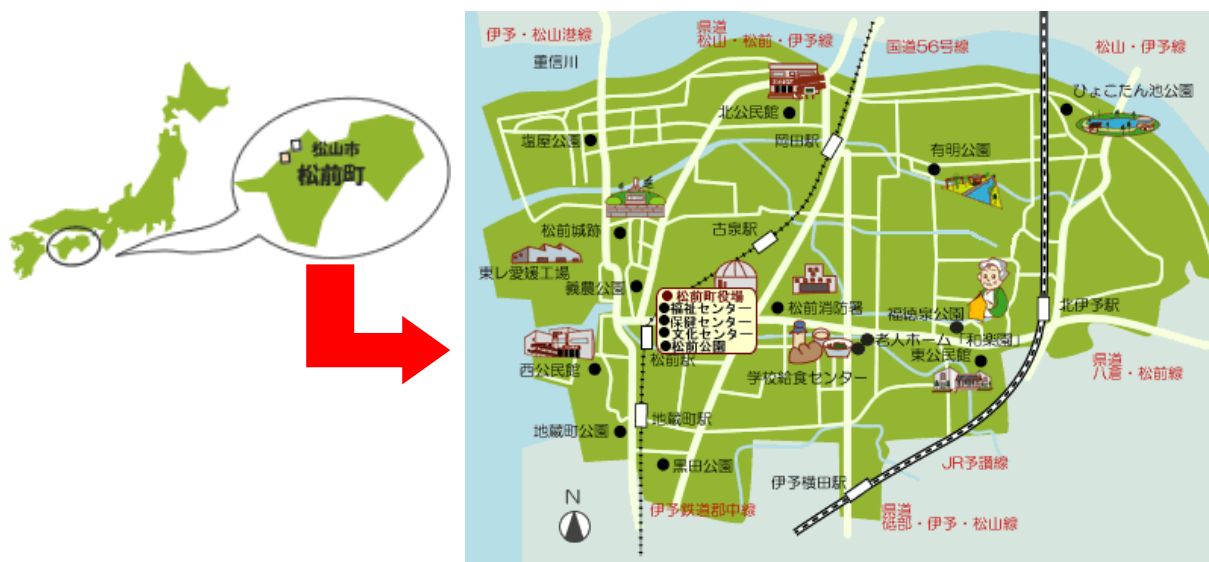
本計画の計画期間は平成23年度を初年度とし、平成37年度までの15年間とする。なお、この計画は、おおむね5年ごとに見直しを行うほか、本町の諸情勢に変化等があった場合には適宜見直しを行うものとする。



第2章 松前町の概要

第1項 地理的特色

本町の位置は県都松山市の南方に隣接し、東は四国霊峰石鎚山を仰ぎ、西は伊予灘に面し、南には四国山脈が望める。土地は、起伏のない平坦地であり、面積は20.32km²、愛媛県の自治体では最小面積である。



第2項 地目別土地面積

(単位：ha)

田	畑	宅地	池沼	山林原野	雑種地	その他	合計
862	77	513	4	0	118	458	2,032

※平成21年1月1日固定資産概要調査

資料：松前町統計書平成21年度版

第3項 人口の推移

(単位：人)

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
31,548	31,587	31,496	31,528	31,465	31,442	31,450

※一般廃棄物処理実態調査（各年10月1日現在）

資料：町民課

第4項 産業構造

(単位：事業所、人)

	事業所数	従業者数
第一次産業	6	173
第二次産業	260	4,228
第三次産業	794	6,023
総数	1,060	10,424

資料：平成18年事業所・企業統計調査

第3章 ごみ排出量の推移

第1項 排出量の推移

(単位：t)

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
可燃 ごみ	家庭系（行政回収）	7,290	7,042	6,913	6,047	5,297	5,246	5,108
	事業系	1,519	1,625	1,923	2,331	2,565	3,097	3,641
	合計	8,809	8,667	8,836	8,378	7,862	8,343	8,749
資源 ごみ	行政回収	1,719	1,909	1,856	2,009	1,920	1,779	1,974
	集団回収	350	456	484	531	451	479	544
	合計	2,069	2,365	2,340	2,540	2,371	2,258	2,518
有害ごみ		4	7	7	6	6	8	8
埋立ごみ		922	654	659	700	975	484	389
粗大ごみ		564	671	598	133	149	63	62
ごみ総量		12,368	12,364	12,440	11,757	11,363	11,156	11,726
内家庭系		10,849	10,739	10,517	9,426	8,798	8,059	8,085

第2項 町民ひとり1日当たりのごみ排出量

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
家庭系ごみ総量 A (単位：t)	10,849	10,739	10,517	9,426	8,798	8,059	8,085
資源回収分を除くごみ排出量 (可燃ごみ+埋立ごみ+粗大ごみ) B (単位：t)	8,776	8,367	8,170	6,880	6,421	5,793	5,559
人口 (人)	31,548	31,587	31,496	31,527	31,465	31,442	31,450
<家庭系排出原単位> ひとり1日当たりのごみ排出量 (単位：g) A÷年間日数÷人口×1,000,000	942	931	915	819	766	702	704
<国の指標に基づく原単位> 資源回収分を除くひとり1日当りの ごみ排出量 (単位：g) B÷年間日数÷人口×1,000,000	762	726	711	598	559	505	484

第4章 これまでの排出抑制の取組み

第1項 生ごみ処理容器等購入費補助制度

家庭から排出される生ごみを、発生源である家庭で排出前の減量を行うことを目的に、生ごみ処理容器等購入費補助金を交付し、処理容器及び処理機の設置を普及させ、ごみ減量化及び資源化意識の高揚を図っている。

松前町生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱に基づく金額

補助対象	補助金の額	補助限度基数
生ごみ処理容器	購入価格の1/2 (上限 3,600 円)	3年間で2基
生ごみ処理機	購入価格の1/2 (上限 20,000 円)	5年間で1基

第2項 資源ごみ集団回収活動奨励補助制度

町内のボランティア活動団体やコミュニティ団体が、資源ごみを自主的に回収し、ごみの資源化、減量化を町民自らが行うことを目的に、資源ごみ集団回収活動奨励補助金の交付を行っている。

松前町資源ごみ集団回収活動奨励補助金交付要綱に基づく金額

補助対象	対象資源ごみ	補助金の額
ボランティア活動 団体 コミュニティ団体	新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、古布類、アルミ缶、発砲トレイ、ペットボトル、卵パック、ペットボトルのふた、その他町長が認めるごみ	4円/kg
	スチール缶、金属類	9円/kg
	びん(無色、茶色、その他色)	18円/kg
	廃食用油	20円/kg
	乾電池類、蛍光管類	180円/kg

松前町資源ごみ集団回収活動実績

(単位：t)

	紙類	缶類	その他	合計
H15	344	3	3	350
H16	439	11	6	456
H17	469	6	9	484
H18	517	8	6	531
H19	432	6	13	451
H20	462	7	10	479
H21	523	8	13	544

第3項 ごみ減量等推進地区補助制度

ごみ減量対策等モデル地区に指定された地区又は地区で構成された団体で、モデル地区終了後も継続してごみ減量等に積極的に取り組み、その成果を町内に広く普及することをめざし、活動に要する経費に対し支援を行うためのごみ減量等推進地区補助金を交付している。

松前町資源ごみ減量等推進地区補助金交付要綱に基づく金額

補助地区	対象経費	補助金の額
町長が指定する ごみ減量等推進 地区	ごみ減量等推進活動に 要する経常的経費	事業に要する経費の1/2以内の額 (上限50万円)
	その他町長が特に必要 と認める経費	事業に要する経費の2/3以内の額 (上限50万円)

第4項 粗大ごみ戸別回収制度導入

平成16年度までごみステーションで回収を実施していたが、平成17年度から個別回収制度へ転換を図った。回収回数を1世帯当たり年7回までとし、1回の収集品目を5品目までとしたことにより収集量は激減している。

第5項 可燃ごみ指定袋制度導入

平成17年に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化された。

本町では、平成18年度から可燃ごみ指定袋制度を導入し、排出量に応じた負担の公平化を図るとともに、発生抑制、再生利用の推進等を行ってきたことにより、家庭系可燃ごみは減少傾向にある。

指定袋は3種類（大45ℓ・40円/枚、中30ℓ・30円/枚、小20ℓ・20円/枚）

第5章 資源化の取組み

可燃ごみや埋立ごみの減量化を図るため、リサイクル可能なごみの分別収集を推進してきた。

開始年度	分別の種類	開始年度	分別の種類
H9	有害ごみ、かん類、びん類	H17	古着・古布類
H12	ペットボトル	H18	せんてい枝（月1回）
H14	紙類	H19	せんてい枝（月2回に）
H15	プラスチック類	H20	乾電池（埋立から有害に変更） 廃食用油（拠点回収）
H16	金属類		

第6章 収集運搬

家庭系ごみは下表の分類により民間業者に委託し収集運搬を行っている。

分類		収集回数	収集方式	内容等	
可燃ごみ		週2回	家庭系廃棄物 集積場所 (ごみステーション)	生ごみ、プラマークのないプラスチック製品、紙おむつ、靴、綿入りの衣類等 *可燃ごみ指定袋で排出	
資源 ごみ	紙類(新聞)	月2回		新聞紙、折込チラシ	
	紙類(紙パック)			容量が500ミリリットル以上の紙パック	
	紙類(段ボール)			段ボール紙	
	紙類(雑誌類)			雑誌、封筒、紙袋、シュレッダー紙	
	プラスチック類	週1回		プラスチック製容器包装の識別マークがある容器包装、発砲スチロールの容器及び緩衝材等	
	ペットボトル	月1回		PET ボトル識別マークがある飲料及び調味料等の容器	
	かん類	月2回		スチール及びアルミマークがある缶	
	びん類	月1回		リターナブルびん以外のびん	
	金属類	月1回		スチール及びアルミマークがない缶、アルミ箔、金属製品	
	古着・古布類	月1回		衣類、バスタオル、カーテン、ハンカチ、シーツ、敷布、毛布等	
	せんてい枝	月2回		枝打ちした直径10センチメートル長さ1メートル未満のせんてい枝、枝打ち処理した葉、枯葉、雑草	
	廃食用油	随時		拠点回収 (6か所：庁舎1階、東・西・北公民館・まさき村、ダイキEX松前)	植物性廃食用油 *バイオディーゼル燃料に適さない植物性油を除く
	有害ごみ	月1回		家庭系廃棄物 集積場所 (ごみステーション)	蛍光灯、体温計(水銀式)、ボタン型電池(水銀使用) 乾電池(上記とは別袋で排出)
埋立ごみ	月1回	家庭系廃棄物 集積場所 (ごみステーション)	陶磁器類、カセットテープ、ガラス、割れたびん、電球、小型家電製品、硬質プラスチック類、その他異なる材質の部品でできた複合物等		
粗大ごみ	年7回	戸別回収	45リットルのごみ袋に入らない大型ごみ。 *事前申込制		

*事業系ごみは、事業者自らが処理するか、一般廃棄物処理業許可業者に依頼し処理を行う。

第7章 中間処理

第1項 可燃ごみ、埋立ごみ、粗大ごみ

可燃ごみは、伊予地区ごみ処理施設管理組合「伊予地区清掃センター」で中間処理（焼却処理）を行い、焼却灰は民間最終処分場にて処分を行っている。

伊予地区清掃センター施設概要

所在地	伊予市三秋 1433
構成	伊予市、松前町
敷地面積	約 11,995.85 平方メートル
施設規模	40t/16h×2 炉

埋立てごみ及び粗大ごみについては、松前町不燃物置場に搬入し、中間処理（「可燃ごみ」「資源ごみ」「埋立ごみ」に分別）を行い、「可燃ごみ」は伊予地区清掃センターへ、「資源ごみ」は民間業者へ、「埋立ごみ」は減容処理を行い民間最終処分場にて処分を行っている。

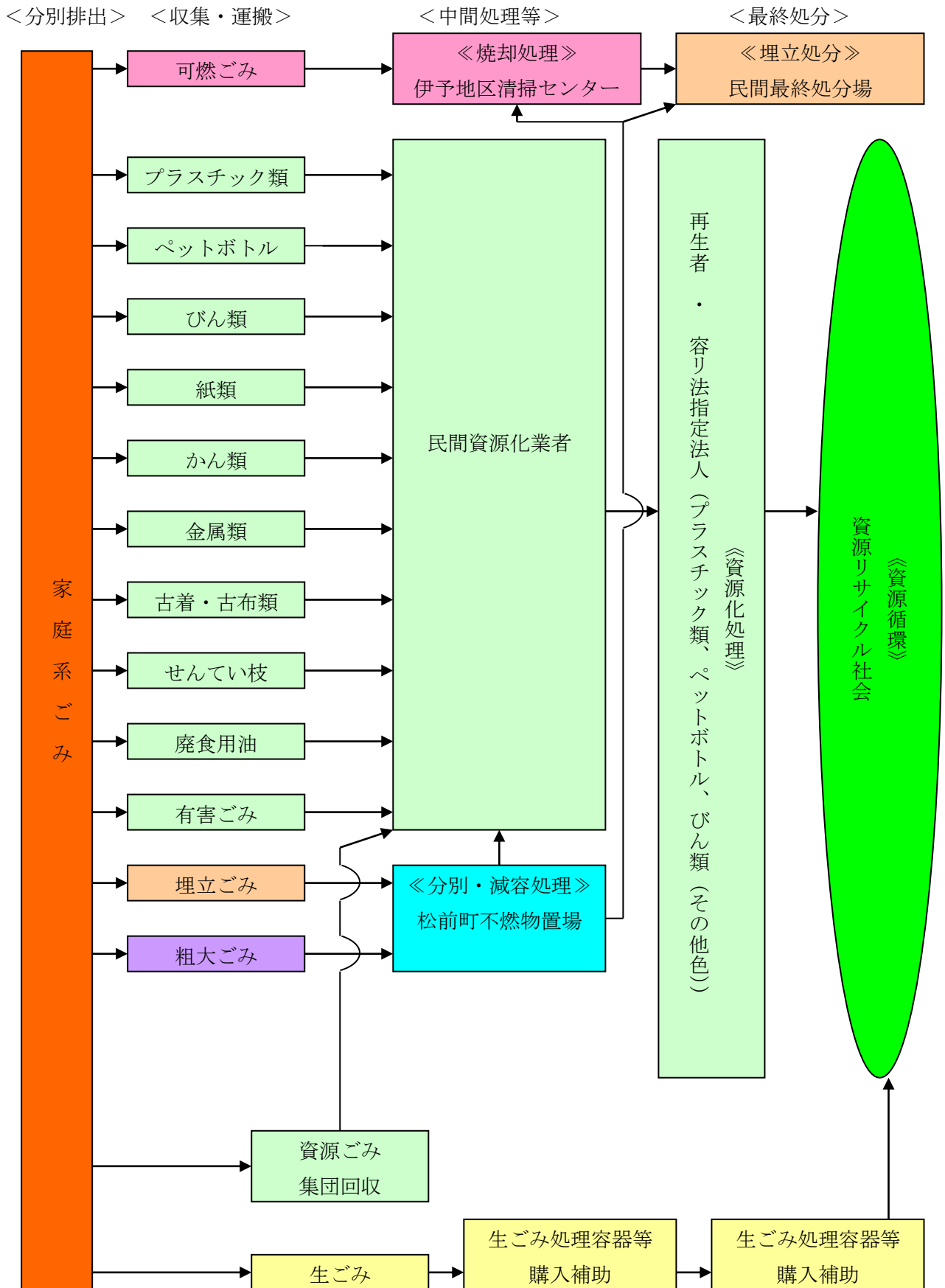
第2項 資源ごみ

本町には資源ごみの中間処理施設を有していないため、民間業者に委託し中間処理及び資源化処理を行っている。

第8章 最終処分

本町には最終処分場を有していないため、民間最終処分業者に委託し最終処分を行っている。

<本町のごみ処理フロー（平成21年度）>



第9章 ごみ処理の課題

第1項 減量化の課題

松前町の人口増加率は鈍化しているが、人口増は今後も続く傾向にあることが予想される。また、平成20年4月、町内に大型ショッピングセンターがオープンし、今後も町内での事業活動の発展が予想される。

したがって、人口増加、事業活動の活性化等の要因に伴い、ごみ量も増加すると思われ、家庭及び事業所からのごみの減量化を図ることが課題である。

第2項 収集運搬の課題

町には収集運搬機能を有していないため、民間業者に委託し行うものとするが、環境保全の重要性、及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、業務が確実に履行される態勢を維持していくことが課題である。

また、高齢化が進んだ場合の高齢者世帯に対する収集サービスの在り方を検討しなければならない。

第3項 中間処理の課題

可燃ごみの中間処理は、伊予地区清掃センターで実施している。施設の適正な運営を維持するために、分別の徹底を図り焼却量の減量に向けた取り組みが必要となっている。

また、伊予地区清掃センターについては、使用期限が地元地域との協定により定められているため、今後は伊予市と協議を進め、新たな可燃ごみ中間処理施設の設置を検討しなければならない。

第4項 資源化の課題

資源ごみの分別収集を推進し、また、資源ごみ集団回収活動の推進を行ったことにより、平成21年度資源化量実績は2,526t、リサイクル率21.5%を達成しているが、資源ごみ収集量、集団回収量ともに横ばい状況が続いている。

循環型社会の形成に向け、さらなる資源化を推進する取り組みが課題となっている。

また、松前町バイオマスタウン構想では廃棄系バイオマス利用目標は90%、未利用バイオマスの利用目標は43%としており、目標達成に向けた資源化処理システムの構築が急務となっている。

第5項 最終処分の課題

最終処分は、民間一般廃棄物最終処分場で行っているが、最終処分には多大な経費が必要となるうえ、処分場の延命化を図るためにもさらなる減量を推進することが必要である。

第10章 ごみ処理基本計画

第1項 基本方針

(1) ごみの発生抑制と資源循環システムの充実

ごみ問題を解決する第一歩は、住民一人ひとりが、できる限りごみを出さないというライフスタイルに転換しごみの発生を抑制すること（リデュース）、繰り返し使うこと（リユース）であり、また、再商品化された製品の積極的利用(リサイクル)を求めていくことが重要である。

事業者については、製品の生産から廃棄に至るまでの各段階において、ごみの発生が抑制される仕組みに転換していくことであるため、事業者に対しては、ごみになりにくく、再商品化しやすい商品の開発を促していく。

(2) 環境負荷の少ない循環型の処理システムの構築

ごみの発生や排出を抑制、再利用を促進したうえでも排出されるごみについては、環境負荷の低減を念頭におき、資源物の分別とリサイクルを基調とした循環型の処理を推進する。

また、リサイクル技術の開発動向や実効性を見極めながら松前町の実情にあった新たなリサイクルシステムを構築し、住民から信頼を得られる適正処理をめざす。

(3) 環境教育の推進と住民、事業者、行政のパートナーシップによる取組みの推進

ごみを排出しているのは住民や事業者であり、循環型社会の確立には住民や事業者がそのことを十分自覚し、主体的かつ実践的な行動を起こさなければ、ごみの発生抑制や再利用、リサイクルは進展しない。それぞれが果たすべき役割を認識し、信頼関係をもって取組にあたる。

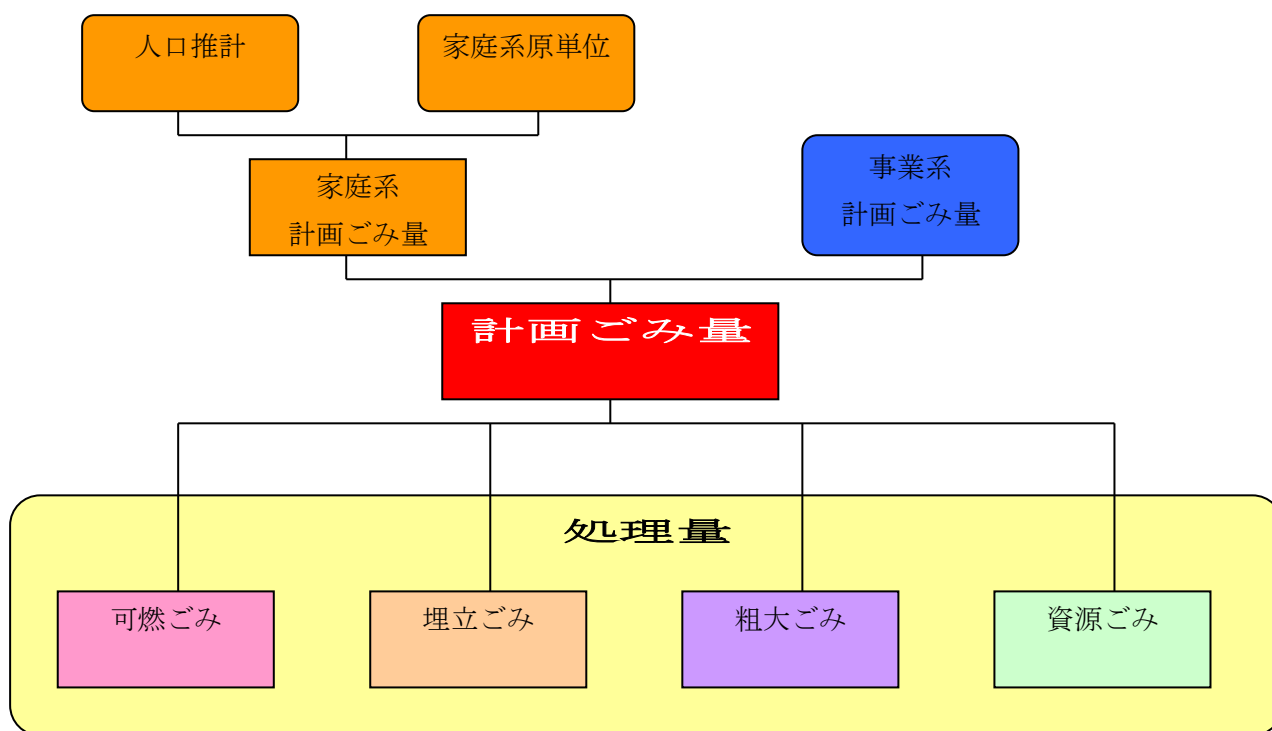
第2項 計画ごみ量

計画ごみ量は、町が収集を行う家庭系ごみ量と、事業者が排出する事業系ごみそれぞれの計画量を合計して求めるものとする。

一般家庭から排出される家庭系ごみ量は、家庭系原単位を算出する。

家庭系原単位及び事業系ごみ量は、減量目標等を定め、目標を達成するためのごみ量、原単位を計画値とする。

<計画ごみ量の算出方法>



$$\text{家庭系排出原単位 (g/人・日)} = \frac{\text{計画家庭系ごみ量 (t/年)}}{\text{人口 (人)} \times \text{年間日数 (日)}} \times 1,000,000$$

(1) 計画収集区域内人口

計画収集区域は町全域とし、計画収集区域内人口は行政区内人口と同数とする。

本町の最上位計画である「第4次松前町総合計画」における将来人口の目標では、平成26年33,300人、平成31年35,000人と示されているが、人口増加率が鈍化している現状を踏まえ、本計画では、「松前町都市計画マスタープラン」においての将来人口推計値を用いることとする。

(単位：人)

実績	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	31,548	31,587	31,496	31,527	31,465	31,442	31,450	31,400
計画 (推計値)	H27	H32	H37					
	32,100	32,500	32,800					

* 推計値は、平成17年の国勢調査実績値を基準とし、コーホート要因法にて推計した値。

(2) 減量化・資源化目標

減量化・資源化の目標を、国や愛媛県が示す目標を基に、以下の表に示すように定める。

排出量の削減目標に関しては、人口が増加傾向にあることから、原単位による削減目標とする。

分別の推進および平成18年度に可燃ごみ指定袋制度を導入したことにより、ごみの分別意識が向上し、家庭系原単位量では大幅なごみの減量化が図られている。家庭系原単位については640g/人・日以下、リサイクル率を30%にすることを目標とする。

対象	目標	国・県の目標
家庭系原単位	640g/人・日以下	県：第二次えひめ循環型社会推進計画 平成22年度目標 1,018g/人・日
資源ごみを除く1人1日 あたりごみの排出量(原単位)	420g/人・日以下	国：第二次循環型社会形成推進基本計画 平成27年度目標 520g/人・日
リサイクル率	30%	県：第二次えひめ循環型社会推進計画 平成22年度目標 22%

(3) 計画ごみ量

目標年度(平成37年度)における、計画ごみ量を以下の表に示す。

原単位、リサイクル率の目標を達成することで、平成21年度と比較し、人口1,350人増加に対して、計画ごみ量を約1,400t減少させる計画となる。

<計画ごみ量>

(単位：t)

	実績量							計画量			
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H27	H32	H37	
人口	31,548	31,587	31,496	31,527	31,465	31,442	31,450	32,100	32,500	32,800	
可燃ごみ	家庭系 (行政回収)	7,290	7,042	6,913	6,047	5,297	5,246	5,108	4,951	4,709	4,157
	事業系	1,519	1,625	1,923	2,331	2,565	3,097	3,641	3,276	2,948	2,653
	合計	8,809	8,667	8,836	8,378	7,862	8,343	8,749	8,227	7,657	6,810
資源ごみ	行政回収	1,719	1,909	1,856	2,009	1,920	1,779	1,974	2,007	2,090	2,455
	集団回収	350	456	484	531	451	479	544	570	600	630
	合計 A	2,069	2,365	2,340	2,540	2,371	2,258	2,518	2,577	2,690	3,085
	有害ごみ B	4	7	7	6	6	8	8	9	10	10
埋立ごみ	922	654	659	700	975	484	389	370	360	350	
粗大ごみ	564	671	598	133	149	63	62	60	60	60	
計画ごみ総量 C	12,368	12,364	12,440	11,757	11,363	11,156	11,726	11,243	10,777	10,315	
内家庭系	10,849	10,739	10,517	9,426	8,065	8,059	8,085	7,967	7,829	7,662	
リサイクル率(% (A+B)÷C	16.8	19.2	18.9	21.7	20.9	20.3	21.5	23.0	25.1	30.0	

①計画家庭系ごみ量

	単位	実績量							計画量		
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H27	H32	H37
人口	人	31,548	31,587	31,496	31,527	31,465	31,442	31,450	32,100	32,500	32,800
原単位	g/人・日	942	931	915	819	766	702	704	680	660	640
年間量	t/年	10,849	10,739	10,517	9,426	8,798	8,059	8,085	7,967	7,829	7,662

家庭系ごみ量は現在の原単位から5ヶ年毎に20g削減をめざす。

②計画事業系ごみ量

	単位	実績量							計画量		
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H27	H32	H37
年間量	t/年	1,519	1,625	1,923	2,331	2,565	3,097	3,641	3,276	2,948	2,653

町内での事業活動の活性化等の要因に伴いごみ量の増加も懸念されるが、事業者の排出を抑制する取り組みを推進し、5ヶ年毎に10%削減をめざす。

③計画総ごみ量

	単位	実績量							計画量		
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H27	H32	H37
家庭系	t/年	10,849	10,739	10,517	9,426	8,798	8,059	8,085	7,967	7,829	7,662
事業系	t/年	1,519	1,625	1,923	2,331	2,565	3,097	3,641	3,276	2,948	2,653
年間量	t/年	12,368	12,364	12,440	11,757	11,363	11,156	11,726	11,243	10,777	10,315

第3項 ごみの減量化、再資源化計画

(1) 住民・事業者・行政の役割

①住民の役割

- ・ごみをなるべく自ら処分することに努め、町のごみ減量施策に協力する。
- ・排出ルールを遵守し、集積場所（ごみステーション）の適正管理を行う。
- ・生ごみの堆肥化、水切りの徹底等、家庭でできる減量化・資源化を積極的に進める。
- ・使い捨て商品の購入を自粛する。
- ・過剰包装を辞退し、マイバッグを利用する。
- ・食べ物の作りすぎや食べ残しをなくし、ごみにしないよう食生活を見直す。
- ・長く使える商品を購入し、買い替えるよりも修理して使用する。
- ・フリーマーケット、不用品交換、オークション等を活用し不用品を極力ごみとして排出しない。
- ・リターナブル容器やテポジット制度、販売店回収制度を積極的に活用する。
- ・資源ごみ集団回収活動など、自主的なごみ減量への取り組みを進める。

②事業者の役割

- ・事業活動に伴うごみは自らの責任において適正に処理する。
- ・ごみの発生や排出の抑制に関する施策に協力する。
- ・使い捨て商品の製造販売を見直す。
- ・最小限の包装に心がけ、過剰包装を自粛する。
- ・製品の長寿命化やリサイクルが容易な製品を開発する。
- ・リターナブル容器やテポジット制度の取り組みを進める。
- ・自主的で計画的なごみの減量化、資源化を進める。
- ・食品リサイクル法の対象となる生ごみの減量化の取り組みを推進する。
- ・環境マネジメントシステムに基づいた事業活動を行う。

③行政の役割

- ・職員の資質の向上と、能率的なごみ処理体制の確立に努める。
- ・多量排出事業者への減量化計画の策定を指導する。
- ・住民、事業者の自発的な活動や効果的な方法の啓発と支援を図る。
- ・国や企業に対し、効果的な発生・排出抑制策の推進を働きかける。
- ・ごみの発生抑制や減量の努力に報いることができるような施策と、適正で公平なごみ処理費用の負担を検討する。
- ・資源化に必要な施設の整備・運営を行い、円滑なリサイクルを推進する。
- ・町役場内備品や公共工事におけるリサイクル品の利用を率先して推進する。
- ・環境教育、施設見学会など住民の学習機会の充実を図り、情報提供にも努める。
- ・未利用バイオマスの循環利用の確立に努める。

(2) 減量化

ごみ処理量を減少させるためにはごみの発生自体を抑制することが重要な要素である。ごみの排出当事者である住民・事業者の意識高揚が最も重要である。

行政としては、一層の減量啓発に努め、生ごみ処理器購入費補助、資源ごみ集団回収活動奨励補助金交付の継続等により、住民自らの自主的な取り組みに対する支援を継続的に行っていく。

また、現在家庭系ごみの指定袋による有料化制度は可燃ごみのみであるが、今後、その他の種別についても排出量や社会情勢の変化等に応じて処理コストの一部負担を検討していく。

事業系ごみについては、紙類等の分別を推進し搬入量の減少を図る。許可業者による搬入には、指定袋制度を導入し他市町からのごみの混入を防ぎ、手数料の見直し等も行う。

(3) 資源化

平成21年度のリサイクル率は21.5%となっている。今後は、家庭ごみの分別の徹底、資源ごみ集団回収活動の奨励、埋立ごみ及び粗大ごみの再資源化、硬質プラスチックの再資源化、廃棄物系バイオマスの利活用等を推進し、リサイクル率30%をめざす。

第4項 収集運搬計画

(1) 収集方式

計画収集区域は本町全域とする。

家庭から出るごみは、原則として地域（利用者）が管理する家庭系廃棄物集積場所（ごみステーション）に排出されたものを収集する。ただし、粗大ごみについては、事前申込制度とし戸別収集を行う。

(2) 収集運搬体制

①収集運搬業務は、生活環境の保全上支障が生じないうちに迅速かつ安全に処理を行わなければならないため、法で定められる基準を満たし、かつ、分別収集を行うための適切な体制が確保できる一般廃棄物処理業許可業者に委託し実施することとするが、次に該当する業者には委託しない。

ア 役員等が、暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる場合。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合。

ウ 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

②現在指定袋等による有料化制度は可燃ごみのみであるが、今後、その他の種別についても排出量や社会情勢の変化等に応じて検討していく。

③高齢化社会に対応したサービスの提供も検討していく。

④事業系ごみについては、事業者が自らの責任において、直接搬入するか、一般廃棄物処理業許可業者に直接依頼し適正な処理を行う。

第5項 中間処理計画

(1) 可燃ごみ

可燃ごみは、伊予地区ごみ処理施設管理組合伊予地区清掃センターで中間処理を行うが、平成15年に地元と締結した協定書附記事項には、伊予地区清掃センターの使用期間は概ね20年間となっている。

したがって、既存施設の定期的な機能精密検査を実施し、メンテナンスを行いながら良好な稼働状況の維持に努めるとともに、今後の可燃ごみの中間処理方法について、伊予市と協議を進めていく。

現在考えられる将来の処理施設については、循環型社会形成推進交付金制度を活用し、

①伊予地区ごみ処理施設管理組合において他の場所に新施設を建設。

②松前町単独で新施設を建設。

或いは、広域自治体による共同処理もしくは民間処理委託が考えられる。

(2) 粗大、埋立ごみ

粗大、埋立ごみは、松前町不燃物置場において分別を行い、可燃ごみは伊予地区清掃センターで焼却処理を行い、資源物は民間委託業者において中間処理を施し再資源化することにより、最終処分量の減量に努める。

また、今後は上記分別作業が容易に行える施設整備を検討していく。

(3) 資源ごみ

分別排出された資源物は民間委託業者により中間処理を施し下記のリサイクルルートにより再商品化を行う。

今後は、費用対効果が見込める新たなリサイクルルートの開拓に努め、中間処理施設の整備についても検討していく。

品 目	リサイクルルート	
	独自ルート	指定法人ルート
紙 類	○	
プラスチック類		○
ペットボトル	○(1/2)	○(1/2)
かん類	○	
びん類	○(白・茶色)	○(その他色)
金属類	○	
古着・古布類	○	
せんてい枝	○	
有害ごみ	○	
廃食用油	○	

第6項 最終処分計画

最終処分は、今後も民間一般廃棄物最終処分場にて行うが、最終処分には多大な経費が必要となるうえ、処分場の延命化を図るためにも住民、事業者に対しさらなる減量啓発を行い、町においては、粗大ごみ、埋立ごみの分別が効果的に行える施策の検討を進めていく。

第7項 その他

(1) ごみ減量対策委員会

ごみ減量及び資源化に熱意と識見を有する町民のうちから町長が委員を委嘱し、次の事項について調査、研究、協議を行う。

- ①ごみの減量に関すること。
- ②ごみの分別及び排出に関すること。
- ③ごみの資源化に関すること。
- ④ごみに係る啓発活動に関すること。
- ⑤その他目的を達成するために必要な事項。

(2) 災害廃棄物

台風や地震時、自然が引き起こす災害は被害の規模が大きく災害時の廃棄物の処理に関して、松前町地域防災計画に基づく対応や近隣自治体、愛媛県との連携を図る。

地震に関しては国の指針に基づく対策を推進し、災害廃棄物処理を可能な限り円滑に進め、地域の衛生状態の保持に努める。

(3) 在宅医療廃棄物、感染症廃棄物

医療活動の多様化に伴い、在宅医療を受ける患者が増加し、在宅医療廃棄物が一般のごみに混ざって排出されることによる収集時の問題増加が懸念される。

家庭から排出される在宅医療廃棄物に関しては、医療機関と協力し、適正な処理を推進する。

特に感染性廃棄物（注射器やカテーテル及び輸液バック等）の回収、処理に関しては、医療機関、医師会、薬剤師会、薬剤メーカー等が自主的に回収するよう働きかける。

(4) 海底、海中ごみ対策

漁業者によって社会貢献的に行われる海底、海中ごみの持ち帰りについては、漁業組合等関係機関と連携を図り支援できる体制を構築していく。

(5) 適正処理困難物に対する方針

①環境大臣が指定する適正処理困難物については収集及び処分は行わない。

(ゴムタイヤ、テレビ、冷蔵庫、スプリングマットレス)

②次の品目は本町においては適正処理が困難であることから、収集及び処分は行わない。

処理が困難な物	<ul style="list-style-type: none">・危険性、有害性があるもの・重量、容積が著しく大きいもの
資源有効利用促進法対象物	<ul style="list-style-type: none">・自動車、パソコン、小型二次電池等
家電リサイクル法対象物	<ul style="list-style-type: none">・エアコン、テレビ、冷凍・冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機
一時大量ごみ	<ul style="list-style-type: none">・1日に15kgを超えるもの
医療系廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・注射器、注射針、チューブ・カテーテル類
特別管理一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・PCB使用製品・ばいじん・ダイオキシン類含有物・感染性一般廃棄物
事業系ごみ	<ul style="list-style-type: none">・事業活動に伴い生じるごみ(可燃ごみを除く)
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・産業廃棄物に分類される20品目

(6) 広域処理及び民間活用

ごみの処理は、単に「燃やして埋める」だけでなく、環境に負荷をかけないことや資源の有効活用をさらに図ることが求められており、これらを推進するうえでは、財政面・技術面から単独自治体での対応が困難になりつつある。

このような状況から、今後松前町の一般廃棄物処理にあたっては、広域的な取り組みあるいは民間活用も含めた処理を検討することとし、この際に域外へ処理委託を行う場合は、関係市町と十分協議したうえで判断していくものとする。

(7) 地球温暖化防止対策

住民・事業者・町が共通意識を持ちごみの減量に取り組むとともに、3R施策を強力に推進する。また、ごみ収集車両にバイオディーゼル燃料を使用するなど、松前町バイオマスタウン構想に基づく、廃棄物系バイオマスの活用促進を図り、二酸化炭素の排出抑制に努める。

(8) 不法投棄対策

不法投棄が多発する場所は、職員、シルバー人材センターによるパトロールを実施するとともに、地域や住民とも連携し早期発見に努め、投棄者には厳正に対処する。悪質な事案については警察に協力要請を行い告発を行う。

第 2 編 生活排水処理基本計画



第1章 計画の概要

第1項 計画の目的

本町の生活排水処理は、公共下水道の整備が進み、平成21年度末には計画処理区域内人口31,450人のうち12,947人が汚水衛生処理を行い、汚水衛生処理率は41.17%に達している。

公共下水道の整備地域は、市街地区を中心とした地域であり、農村地域である内陸部の生活排水処理対策が求められている。

そこで、この生活排水処理基本計画では、公共下水道及び公共下水道計画区域外の生活排水（し尿、生活雑排水）の処理と、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等について、長期的な視点に立った基本計画を明確にすることを目的とする。

第2項 計画対象区域

計画対象区域は、本町全域とする。

第3項 計画目標年次

ごみ処理基本計画と同様、平成37年度とする。

第2章 生活排水の現状

第1項 生活排水処理形態別人口の状況

本町における過去5年間の処理形態別人口の推移は次表に示すとおりである。

公共下水道の普及により水洗化・生活雑排水処理人口が増加し、非水洗化人口は減少している。公共下水道計画区域外の地域における合併処理浄化槽の普及を推進している。

生活排水処理形態別人口の推移

(単位：人)

区 分	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
1 計画処理区域内人口	31,496	31,527	31,468	31,442	31,450
2 水洗化・生活雑排水処理人口	9,352	9,999	10,714	11,903	12,947
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	6,418	6,780	7,162	7,566	7,993
(3) 公共下水道	2,934	3,219	3,552	4,337	4,954
(4) 集落排水施設	0	0	0	0	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	9,715	9,433	9,159	8,893	8,635
4 非水洗化人口	12,429	12,095	11,595	10,646	9,868
(1) 汲み取りし尿	12,429	12,095	11,595	10,646	9,868
(2) 自家処理	0	0	0	0	0
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

第2項 処理主体

現在、処理区分ごとの処理主体は、公共下水道は町、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の処理主体は個人とする。

生活排水の処理主体

処理施設	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人

第3項 処理フロー

平成21年度末における生活雑排水の処理体系を次図に示す。

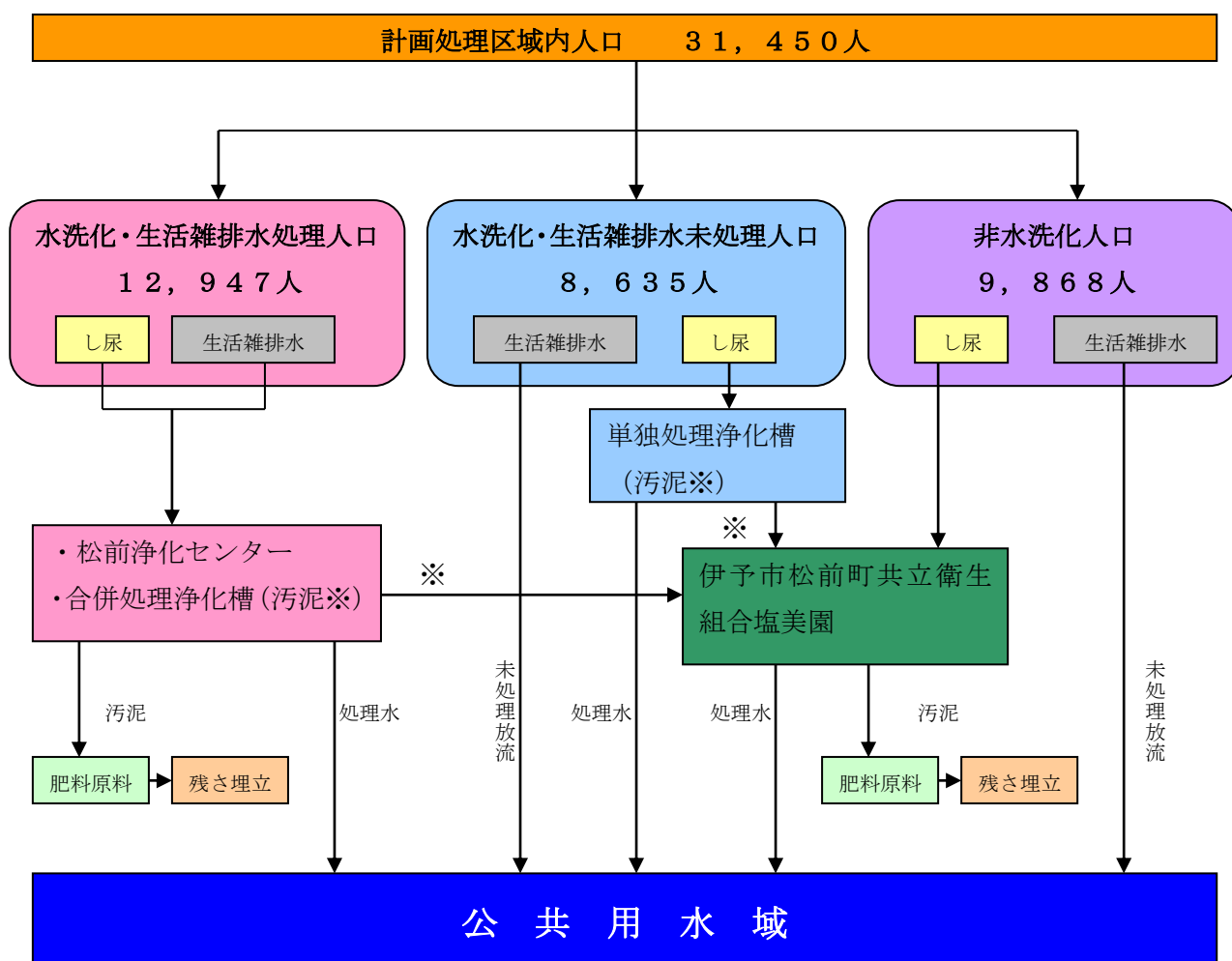
水洗化・生活雑排水処理人口については、し尿と生活雑排水を合わせて公共下水道、合併処理浄化槽により処理し、その処理水を放流している。

水洗化・生活雑排水未処理人口については、し尿は単独処理浄化槽により処理し、生活雑排水は未処理のまま放流している。

非水洗化人口については、し尿は伊予市松前町共立衛生組合塩美園に収集運搬され処理され、生活雑排水は未処理のまま放流している。

また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する汚泥については、伊予市松前町協立衛生組合塩美園に搬入し適正処理を行っている。

生活排水処理フロー（平成21年度）



第3章 処理の現状

第1項 公共下水道

松前町の下水道事業は、昭和62年度に当初認可を受け整備を進めている。

現在では、約226.7haの下水道法事業認可を受け、市街化区域及び市街化調整区域の一部で事業整備を進めており、今後も区域を拡大しながらさらなる下水道整備の促進を図っている。

平成21年度の公共下水道の利用者は4,954人で、計画区域内の処理人口31,450人に対する率は15.75%となっている。

し尿及び生活雑排水は松前浄化センターにて適正処理が行われ、処理水は徹底した水質管理を行い伊予灘公共用水域へ放流、脱水汚泥は土状の状態となり、一部は堆肥原料として再生利用され、残りは埋立処分を行っている。

松前浄化センター 施設概要

概要	下水道終末処理場
敷地面積	35,002 m ²
建物面積	3,899 m ²
竣工年月	平成14年6月
処理方法	標準活性汚泥法
処理能力	16,800 m ³ /日 (既存施設：10,200 m ³ /日)

松前浄化センター し尿及び生活雑排水処理量実績

(単位：m³)

H17	H18	H19	H20	H21
298,220	377,860	396,539	611,120	679,244

第2項 浄化槽汚泥、汲取りし尿

し尿及び浄化槽汚泥は、伊予市松前町共立衛生組合塩美園で処理しており、伊予市と連携して適正処理に努めている。

処理水は徹底した水質管理を行い伊予灘公共用水域へ放流、汚泥は汚泥再生処理設備で、他の施設より搬入される脱水汚泥や厨芥類と混合され、約50%は肥料として再生利用され、残りは焼却し埋立処分を行っている。

伊予市松前町共立衛生組合塩美園 施設概要

概要	し尿・浄化槽汚泥再生処理施設
敷地面積	9,180 m ²
建物面積	3,823 m ²
竣工年月	平成12年3月
処理方法	膜分離型高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	し尿 50kl/日、浄化槽汚泥 18kl/日、 農業集落排水処理施設からの脱水汚泥 0.5t/日、 厨芥類、水産固形有機廃棄物等 0.5t/日

伊予市松前町共立衛生組合塩美園 し尿及び浄化槽汚泥処理実績 (単位：kl)

	H17	H18	H19	H20	H21
し尿	5,686	5,906	5,347	5,221	5,011
浄化槽汚泥	6,385	6,666	7,415	6,816	7,186
処理量合計	12,071	12,572	12,762	12,037	12,197

第4章 生活排水処理基本計画

第1項 基本計画

(1) 生活排水処理の方針

○公共下水道の利用促進を図る。

計画区域内は加入率100%を目標に広報活動を行う。

○公共下水道計画区域外については、合併処理浄化槽の導入を図る。

汲み取りや単独浄化槽からの転換を促進し、生活雑排水の適正処理を目指す。

(2) 生活雑排水を処理する区域の設定

松前町における生活排水を処理する区域は、松前町全域とし、それぞれの区域は以下のように区分する。

①公共下水道計画区域（35頁参照）

公共下水道への接続を推進する。

②合併処理浄化槽整備区域

公共下水道計画区域以外の地域を合併処理浄化槽整備区域として、合併処理浄化槽の設置を推進する。

(3) し尿・汚泥の処理処分の方針

汲み取りによるし尿、浄化槽汚泥は、現在の伊予市松前町共立衛生組合塩美園において処理を行う。

(4) 生活排水処理の基本指標

①汚水衛生処理率

計画目標年次である平成37年度における汚水処理人口普及率は、下水道及び合併処理浄化槽の整備により、平成21年度末の41.17%から65.98%以上に引き上げることを目標とする。

②生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の内訳を以下に示す。

生活排水処理形態別人口

(単位：人)

区 分	H 2 7	H 3 2	H 3 7
1 計画処理区域内人口	32,100	32,500	32,800
2 水洗化・生活雑排水処理人口	16,340	19,037	21,642
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	9,886	11,333	12,688
(3) 公共下水道	6,454	7,704	8,954
(4) 集落排水施設	0	0	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	7,453	6,624	5,887
4 非水洗化人口	8,307	6,839	5,271
(1) 汲み取りし尿	8,307	6,839	5,271
(2) 自家処理	0	0	0
5 計画処理区域外人口	0	0	0

③生活排水処理主体

処理区分ごとの処理主体は、公共下水道は町、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の処理主体は個人とする。

生活排水の処理主体

処理施設	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人

④生活排水処理量の予測

○松前浄化センター し尿及び生活雑排水処理量予測

(単位：m³)

H 2 7	H 3 2	H 3 7
8 7 1, 6 1 3	1, 0 4 0, 4 2 5	1, 2 0 9, 2 3 8

○伊予市松前町共立衛生組合塩美園 し尿及び浄化槽汚泥処理量予測 (単位：kℓ)

	H 2 7	H 3 2	H 3 7
し尿	4, 0 0 2	3, 2 9 5	2, 5 4 0
浄化槽汚泥	7, 2 7 8	7, 5 3 7	7, 7 9 7
処理量合計	1 1, 2 8 0	1 0, 8 3 2	1 0, 3 3 7

第2項 生活排水の処理計画

(1) 生活排水処理施設整備の推進

公共下水道の整備推進と汚水衛生処理率の向上を図るため、以下に示す施策を展開する。

- 公共下水道計画の周知徹底を図る。
- 供用開始区域における即時接続を推進する。

(2) 生活雑排水対策の促進

松前町全域のうち公共下水道計画区域外については、生活雑排水処理率の向上を図るため合併処理浄化槽の整備を推進する。

- 公共下水道施設整備との整合性を図りながら、合併処理浄化槽の設置を推進する。
- 設置者における合併処理浄化槽の適正管理の指導を行う。

①単独処理浄化槽の廃止

家庭及び事業所の既設単独処理浄化槽については、水質汚濁への負荷を軽減するため合併処理浄化槽への変更を推進する。

②普及啓発・環境教育の推進

生活雑排水の処理の必要性を住民に周知するよう指導、教育活動を展開し、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、浄化槽の維持管理の必要性についての周知徹底を行い、法定検査の受検率の向上を図る。

また、水質環境の保全のために、家庭における日常的な取り組みが重要であることを啓発し、発生源対策を強力的に推進する。

第3項 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集運搬計画

汲み取りし尿については、公共下水道の普及に伴い、し尿収集世帯は減少傾向となる。

公共下水道を推進することによる町内許可業者の経営圧迫を防ぎ、公衆衛生の向上と、迅速かつ適正な住民サービスを実施するためにも、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、現在の町内許可業者により行うものとし、臨時的に必要となる収集運搬を除き、新規業者の参入は認めないこととする。

(2) 中間処理計画

公共下水道のし尿及び生活雑排水は、現況と同様に松前浄化センターで適正処理に努める。

し尿及び浄化槽汚泥は、現況と同様に伊予市松前町共立衛生組合塩美園で処理するものとし、伊予市と連携して適正処理に努め、組合条例で定める処理手数料は処理量や社会情勢の変化等に応じて検討していく。

(3) 最終処分計画

松前浄化センター及び伊予市松前町共立衛生組合塩美園において中間処理後に発生する脱水汚泥については、再生汚泥や堆肥原料などとしてできる限り循環利用を行い最終処分量の減量に努める。

第4項 生活排水処理施設等整備計画

生活排水処理施設等の整備事業における財政計画上の国・県の補助等については次のとおりである。

①公共下水道

社会資本総合整備計画に基づく社会資本総合整備交付金交付対象事業として整備する。
松前町は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、提出。
国は、毎年度、社会資本総合整備計画に基づき交付金を交付。

$$\text{単年度交付限度額} = \begin{array}{l} \text{基幹事業} \\ \text{(事業費} \times \text{国費率)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{関連社会資本整備事業分} \\ \text{(事業費} \times \text{国費率)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{効果促進事業分} \\ \text{(事業費} \times \text{国費率)} \end{array}$$

※国費率は1/2

②合併処理浄化槽

○松前町の補助制度

松前町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱により補助金交付を実施する。

【平成22年度 松前町浄化槽設置整備事業補助金交付限度額】

区 分	補助金額 (円)
5人槽 (新築)	267,000
5人槽 (転換)	332,000
6～7人槽 (新築)	331,000
6～7人槽 (転換)	414,000
8～10人槽 (新築)	439,000
8～10人槽 (転換)	548,000

○国・県の補助制度

国…循環型社会形成推進交付金 (補助率: 交付基本額 × 1/3)

県…愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金 (補助率: 交付基本額 × 1/3 × 補正係数)

③し尿処理施設

伊予市松前町共立衛生組合塩美園は供用開始から10年が経過しており、施設・設備の延命化及び温室効果ガスの削減に資するための基幹的設備改良事業を推進する。計画の基本構想については以下のとおりであり、平成23年度から段階的に実施する。

<基幹的設備改良事業基本構想>

①主処理設備、汚泥処理設備、資源化設備、脱臭設備など、し尿処理施設を構成する重要な設備や機器について、施設の延命化及び温室効果ガスの削減に資する機能向上を図るための大規模な改良事業を計画。

②循環型社会形成推進地域計画を伊予市松前町共立衛生組合において策定する。

③長寿命化計画の策定

施設保全計画 … 日常的・定期的に行う「維持・補修データの収集・整備」、「保全方式の選定」、「機器別管理基準の設定・運用」、「設備・機器の劣化、故障、寿命の予測」に関する計画

延命化計画 … 適切な保全計画の運用に加えて必要となる基幹的設備や機器の更新整備などの延命化対策に関する計画

④循環型社会形成推進交付金交付申請

⑤基幹的設備改良事業の実施